

奈良県告示第四百二二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合の特定計量器を除く。以下同じ。）の定期検査を次のとおり実施する。

平成三十一年三月一日

奈良県知事 荒井正吾

区分		区域	月日（曜日）	時間	場所
運搬が困難な はかり		明日香村	四月十六日（火）	午前九時から 午後三時まで	運搬が困難なはかりの所 在場所
		高取町	四月十七日（水）		
		安堵町	四月二十三日（火）		
		斑鳩町	四月二十四日（水）		
		三郷町	五月九日（木）		
		平群町	五月十六日（木）		
		生駒市	五月二十日（月）	午前九時から 午後四時まで	

運搬が困難な はかり以外の 特定計量器										
	高取町	天川村	五條市			野迫川村	十津川村			
木） 四月十八日（	） 七月四日（木	（金） 六月二十一日	木） 六月二十日（	水） 六月十九日（	金） 六月十四日（	木） 六月十三日（	水） 六月十二日（	火） 六月十一日（	（火） 五月二十八日	
正午まで								午後三時まで	午前九時から	
一〇二三番地） 高市郡高取町大字観覚寺	高取町リベルテホール（									

		生駒市		平群町		三郷町		斑鳩町		
		(火) 五月二十一日		(金) 五月十七日)		(木) 四月二十五日		
(水) 五月二十二日	午前十時から 正午まで	午後一時から 午後四時まで	午前十時から 正午まで	午後一時から 午後三時まで	午前十時から 正午まで	午後一時から 午後三時まで	午前十時から 正午まで	午後一時から 午後三時まで	午前十時から 正午まで	午後一時から 午後三時まで
生駒市市民体育館 (生駒市門前町九番二〇号)			平群町役場 (庁舎北側車庫) (生駒郡平群町吉新一丁目一番一号)			三郷町役場 (バス車庫前) (生駒郡三郷町勢野西一丁目一番一号)			斑鳩町中央体育館 (生駒郡斑鳩町龍田南一丁目一番六一号)	

	五條市						
	六月二十四日 (月)			午前十時から 正午まで 午後一時から 午後三時まで			宗桜公民館（五條市西吉野町宗川野九七番地）
	六月二十五日 (火)			午前十時から 正午まで 午後一時から 午後三時まで			野原公民館（五條市野原西三丁目四番三号）
	六月二十六日 (水)			午前十時から 正午まで 午後一時から 午後三時まで			五條市役所（第二分庁舎 駐車場）（五條市本町一丁目一番一号）
	六月二十七日 (木)			午前十時から 正午まで 午後一時から 午後三時まで			
天川村	七月五日（金）			午前十時から 正午まで			洞川地区公民館（吉野郡天川村大字洞川四九六番地の二の一）

	午後一時三十分から午後三時まで	天川村山村開発センター (吉野郡天川村大字沢谷六〇番地)

備考

表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受けなかった特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日並びに十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を除く日の午前九時三十分から午後四時までの間に奈良県産業振興総合センター（奈良市柏木町一二九番地一）において行う。